

第4章 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

第1節 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

(1) 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

本県には、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、県立自然公園として指定した肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島、宇和海、皿ヶ嶺連峰の7公園があり、社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年において、これらの自然公園は、自然との触れ合いの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12-1のとおりである。



【石鎚国定公園】



【四国カルスト県立自然公園】

(2) 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりを持った地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12－2のとおりである。

(3) 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、23地区を自然海浜保全地区として指定しており、各地区毎に自然海浜保全指導員を委嘱し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12－3のとおりである。

(4) 自然保護思想の普及啓発

県内の優れた自然を県民共通の財産として守り、育て、次の世代に引き継いでいくために、自然保護思想の普及啓発に努めている。

○グラウンドワーク石鎚（環境啓発登山）

石鎚山の豊かな自然を守り適正な利用を確保するため、山のトイレマナーやゴミの持ち帰り等、山のマナーも啓発する清掃登山を開催し、利用者の環境意識の向上を図っている。

（春季）

開催日 令和5年5月28日（日）

場 所 石鎚山

参加者 62名

（秋季）

開催日 令和5年10月22日（日）

場 所 石鎚山

参加者 101名



【石鎚山頂上にて】

○環境啓発親子登山

平成28年度から、新たに国民の祝日として設定された8月11日「山の日」にちなんで、石鎚山系の自然環境を未来へ継承していくことを目的に、次世代を担う子供たちをターゲットとしたガイド付き環境啓発登山を実施している。

（令和5年度）

荒天のため中止

(5) 自然公園などの保全と利用

① 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国35の国立公園を8ブロックに編成する管理体制をとっている。本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、中国四国地方環境事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省では全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は、令和5年度現在で56名となっている。

県においても、関係市町等の協力の下に、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在89名（定員90名）が自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

② 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

令和元年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

区分 年度 公園別	許 可					届 出					協 議				
	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
国 定 公 園	11	5	9	10	14	0	0	0	1	0	2	3	0	1	1
県立自然公園	31	38	34	25	23	2	3	5	2	2	9	11	3	7	2
計	42	43	43	35	37	2	3	5	3	2	11	14	3	8	3

③ 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等61団体ほか個人13名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局－愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内の自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。

また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やごみ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

なお、令和５年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表２－４－２のとおりである。

表２－４－２ 令和５年度国立公園等清掃活動実施状況

公 園 名 (地 区 名)	実 施 場 所	実 施 期 間	延人員
瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区)	近見山、休暇村周辺、馬島、小島、糸山、唐子浜、波止浜、笠松山、石風呂、塔の峰、大角島、鳶ガラス、火内鼻、鵜島、能島、開山、宝股山、鼻栗瀬戸、鷲ヶ頭山、台海岸、観音崎、積善山、弓削商船付近、鹿島、高山、姫原	令和５年７月１日 ～ 令和６年２月２９日	479 人
足摺宇和海国立公園 (宇和海地区)	沖ノ島、法華津峠、滑床、須ノ川、篠山、西海鹿島	令和５年７月１日 ～ 令和６年２月２９日	483 人
石 鎚 国 定 公 園	面河溪谷、成就社	令和５年４月１日 ～ 令和６年１月２４日	227人
金砂湖県立自然公園	金砂湖遊歩道	令和５年９月１０日 ～ 令和５年９月２４日	９ 人
皿ヶ嶺連峰県立自然公園	大谷池、滑川溪谷、面河ダム	令和５年４月２日 ～ 令和６年２月４日	95人
四 国 カ ル ス ト 県 立 自 然 公 園	八釜、大川嶺、大野ヶ原、小田深山	令和５年７月１日 ～ 令和５年１１月３０日	56人
肱川県立自然公園	猿ヶ滝公園	令和５年５月２８日 ～ 令和５年１０月８日	47人
野 鳥 の 生 息 地	重信川河口	令和５年１０月２１日	10人

(6) 海域公園の保護

足摺宇和海国立公園宇和海海域公園地区は、サンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年、シロレイシガイダマシ類（巻貝）やオニヒトデの食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するオニヒトデやシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表２－４－３のとおりである。

表２－４－３ シロレイシガイダマシ類等駆除状況

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数（回）	10	10	10	10	10	10	10
ダイバー数（人）	76	76	70	69	55	55	55

シロインカイトマン駆除数（個）	6,758	1,754	161	46	43	0	48
オニヒトデ駆除数（個）	97	523	929	534	334	175	81

(7) 自然公園等の利用と施設整備

① 自然公園

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきている。令和5年は新型コロナの5類感染症への分類変更等により、前年から利用者が増加（前年比16%）し、県内の自然公園利用者は年間約393万人となっている。

令和5年の自然公園利用状況は、表2-4-4のとおりである。

表2-4-4 令和5年自然公園利用状況（ ）は前年（単位：千人）

公 園 名	瀬戸内海 国立公園	足 摺 宇 和 海 国立公園	石 鎚 国定公園	肱川県立 自然公園	金 砂 湖 県 立 自然公園
利 用 人 員	2,429 (1,979)	198 (201)	304 (283)	49 (46)	20 (14)

奥 道 後 玉川県立 自然公園	四国カル スト県立 自然公園	篠山県立 自然公園	佐田岬半島 宇和海県立 自 然 公 園	皿ヶ嶺 連峰県立 自然公園	自然公園 計
405 (330)	258 (281)	1 (1)	41 (40)	227 (206)	3,932 (3,381)

○自然公園施設

県では、自然公園を安全で快適に利用し、自然との触れ合いができるよう、キャンプ場（4ヶ所）、休憩所、便所、歩道、標識、駐車場などを整備しており、県民の保健休養の増進に努めている。

② 四国のみち

優れた自然や温かい心との触れ合いの場を創出するため、四国各地の自然や歴史、文化などに触れながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心として、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」としてルートを整備したもので、平成元年に完了し、令和5年の利用者数は、約554千人となっている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち、本県分は、愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線27コースと、四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.8kmとなっている（資料編12-5参照）。また、四国のみちでは、踏破記念制度を設けており、令和6年3月31日現在で41人が愛媛県内の全コースを踏破している。

県では四国のみちに、歩道、ルート標識、公衆便所や東屋などの施設を整備して

おり、老朽化したものについて順次再整備を行っている。

③ 四国のみちポータルサイト

四国4県連携事業として、令和元年度から四国のみちの外国人利用者の利便性向上を目指し日本語と英語で「四国のみちポータルサイト」の運用を開始しており、スマートフォンを利用した道案内にも対応している。令和6年3月31日現在で、全88コースのコース紹介を行っており、今後、継続してポータルサイトの充実を進めていく。

四国のみちホームページ <https://shikoku-nature-trail.com/>

【県内の公開中のコース（24コース）】

環1 旧宿毛街道のみち	環18 国分・唐子浜を行くみち
環2 旧へんろみち・柏坂越えのみち	環19 さざなみ探勝路
環3 三間盆地2ヵ寺参りのみち	環20 四国一番の難所横峰寺へのみち
環5 宇和文化の里とへんろみち	環21 61番香園寺へのみち
環6 宇和盆地四季のみち	環22 歴史の散歩みち
環7 肱川沿いのみち	環23 水の都の緑のみち
環8 八日市歴史のみち	環24 旧国道を行くみち
環10 山里のへんろみち	環25 宇摩平野山すそのみち
環11 久万郷の峠を越えるへんろみち	環27 雲辺寺へのみち
環12 旧道三坂峠を下るみち	支3 四国カルストルート
環16 檜原山へのみち	支5 四国カルストルート
環17 作礼山仙遊寺へのみち	支6 四国カルストルート

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

(1) 愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会

エコツーリズムとは、自然環境を損なうことなく、それを体験し学ぶ観光のあり方であり、自然環境の利用促進と保全の両立を図る有効な手段である。

平成25年度に設立した「愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会」では、自然環境保全に関する意識の向上を図るとともに、地域の活性化につなげるため、県内唯一の国定公園である石鎚国定公園を中心にエコツーリズムの普及に努めている。

○愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会の概要

会員団体：40団体（令和5年5月現在）

会 長：県民環境部環境局自然保護課長

副 会 長：西条市観光振興課長、久万高原町ふるさと創生課長

事 務 局：県民環境部環境局自然保護課

○協議会によるエコツーリズム推進の取組み（令和5年度）

【会議等の開催】

総 会 令和5年5月26日（金）

【協議会実施事業】

(普及啓発)

- ・面河地域でのイベントの開催
- ・石鎚山系エコツーリズム推進体制強化事業の実施

(情報発信)

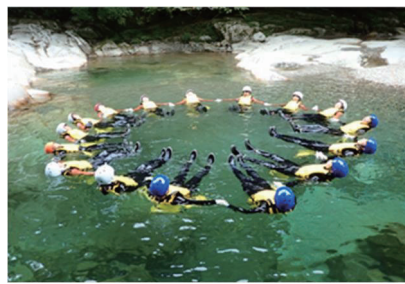
- ・アウトドア総合メーカーと連携した情報発信
- ・県外旅行会社等に向けたメルマガ、SNS での情報配信

(人材育成)

- ・エコツアーガイドの質向上を目的とした独自の認定制度に係る研修の実施



【エコツアー（星空観察）】

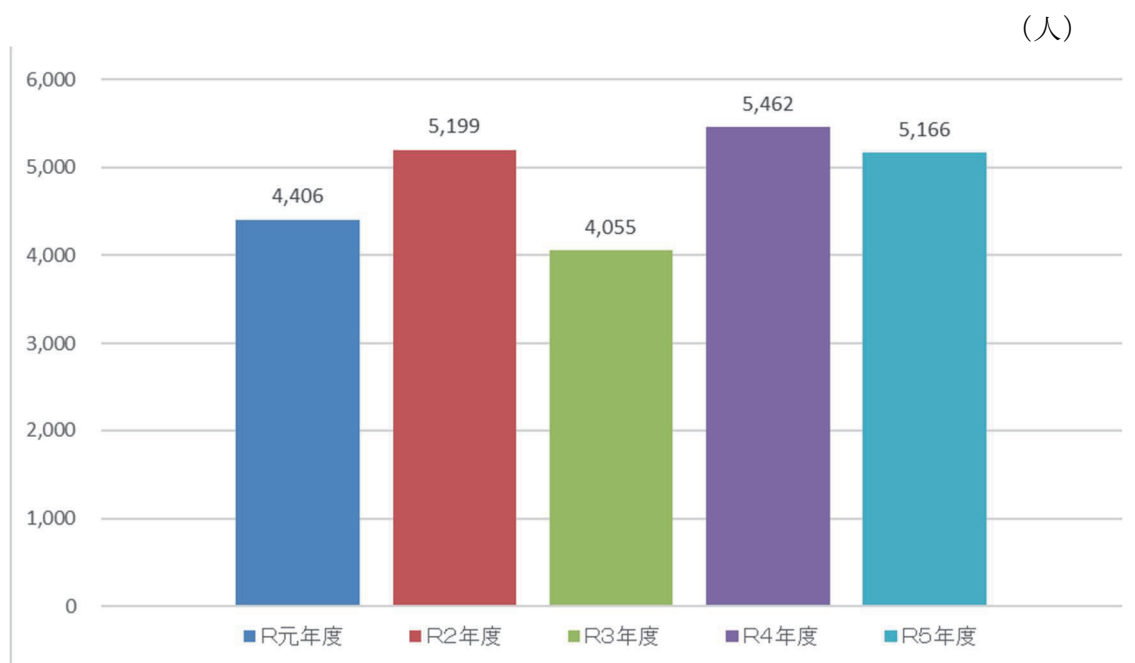


【エコツアー
（面河溪谷キャニオニング）】



【エコツアー
（E-bike ツアー）】

[エコツアー参加者の推移]



(出典：愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会)

(2) 自然公園ワーケーションの推進

魅力的な自然資源が豊富に存在している自然公園において、ワーケーションを推進することにより、心身のリフレッシュはもとより、自然公園の知名度向上と本県への誘客促進、さらには長期滞在へつなげた。

発信力のある都市圏企業をターゲットに「親子ワーケーション」のモデルツアーを企画し、週末を含む3泊4日間の日程で、平日、親はテレワーク、子どもは自然公園でのアウトドア体験をしながら、週末は親子で一緒にエコツアーやアクティビティなどの自然体験等に参加いただく形で2回実施した。

・石鎚国立公園（西条市）

開催日：令和5年8月17日（木）～20日（日） 参加者：3家族8名

・瀬戸内海国立公園（今治市大三島）

開催日：令和5年11月23日（木・祝）～26日（日） 参加者：3家族8名



(3) 県内各地へのエコツーリズム推進

県内各地でエコツーリズムを推進していくことで、各地域の自然環境の保全と適正な利活用につなげていくため、エコツーリズム推進協議会が設立されていない南予地域（西予市及び愛南町）で一般向けモニターツアーを実施した。

（モニターツアー）

①「大自然カヤック体験in愛南町須ノ川公園」（カヤック体験と自然環境保全の講話）

開催日：令和5年9月9日 開催場所：須ノ川公園（愛南町） 参加者：37名

②歴史と文化の里めぐり（E-BIKEによる西予市宇和町周辺の古墳等をめぐるツアー）

開催日：令和6年3月16日 開催場所：笠置峠古墳ほか（西予市） 参加者：9名

第2節 生物多様性の保全と普及啓発

1 生物多様性の保全

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きている。

そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができています。生態系は、人間の生活に必要な食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を提供するほか、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減などの様々な恩恵をもたらす、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなっており、私たちが豊かな生活を送る上で欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間の活動が直接関与する影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地・里山・里海の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の侵略等により、多くの在来野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

(1) 希少野生動植物の保護管理

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、本県においても愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題となっている。

そのため、自然公園区域内では公園毎に指定植物を定めて保護を図っているほか、公園区域外を含めて、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、特に保護が必要となる野生動植物22種を「特定希少野生動植物」に、6箇所を「特定希少野生動植物保護区」に指定して、保護を進めている。また、特定希少野生動植物については、令和2年度までに全22種の保護管理事業計画を策定し、地域の保護団体と連携した保全を図っている。

＜特定希少野生動植物 13 種 (平成 21 年 3 月 6 日指定)＞

アキサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

ナゴヤダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

コガタノゲンゴロウ
(R5. 4. 14 指定解除)



(撮影者:酒井雅博氏)

ハマビシ



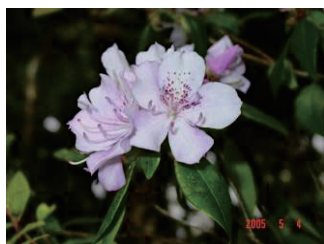
(撮影者:小沢潤氏)

ミズスギナ



(撮影者:永井保雄氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者:橋越清一氏)

サギソウ



(撮影者:松井宏光氏)

クマガイソウ



(撮影者:永井保雄氏)

シコクフクジュソウ



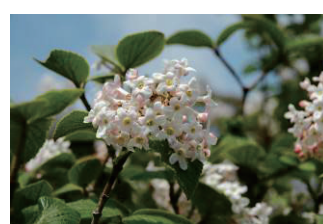
(撮影者:永井保雄氏)

シコクカッソソウ



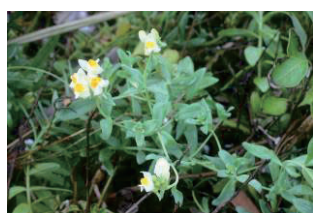
(撮影者:永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者:橋越清一氏)

ウンラン



(撮影者:松井宏光氏)

< 特定希少野生動植物 10 種 (令和元年 7 月 19 日指定) >

ヤリタナゴ



(撮影者:清水孝昭氏)

ヌマムツ



(撮影者:清水孝昭氏)

チュウガタスジシマドジョウ



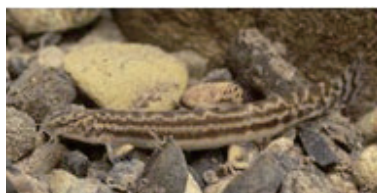
(撮影者:清水孝昭氏)

カジカ中卵型



(撮影者:清水孝昭氏)

ヒナインドジョウ



(撮影者:清水孝昭氏)

イシガイ



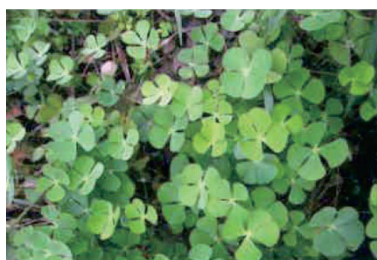
(撮影者:千葉昇氏)

マツカサガイ



(撮影者:千葉昇氏)

デンジソウ



(撮影者:生物多様性センター)

ミズキンバイ



(撮影者:橋越清一氏)

ナミキソウ



(撮影者小澤潤氏)

<特定希少野生動植物保護区 6箇所 (平成21年3月6日指定)>

保護区の名称	保護区の所在
片上地区アキサンショウウオ保護区	今治市波方町樋口字大平乙 206 番 1 地先
宅間地区アキサンショウウオ保護区	今治市宅間字ヨシヲシ乙 227 番 2
台地区ナゴヤダルマガエル保護区	今治市大三島町台 530 番 3
庄内地区ハッチョウトンボ保護区	西条市旦之上乙 1 番 12
織田ヶ浜ハマビシ保護区	今治市東村一丁目甲 859 番 30 地先
織田ヶ浜ウンラン保護区	今治市東村三丁目甲 582 番地先

(2) 愛媛県レッドデータブックの作成

本県の自然環境保全のための重要な基礎資料となっている「愛媛県レッドデータブック2014」は平成15年3月に発行した「愛媛県レッドデータブック」の改訂版に当た

り、平成25年3月にとりまとめたレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に記載されている種について、各種の形態、分布域、生息環境等にとりまとめ、分類群ごとに編纂して平成26年10月に発行した。

令和3年2月、令和5年2月には、近年の生息・生育環境の悪化等による県内自生種の絶滅危険性の高まりや最新の学術的知見の蓄積等を反映させるため、絶滅危惧種（レッドリスト）を「えひめの生物多様性保全推進委員会」や「同委員会野生動植物専門部会」で審議した上で改定した。

○愛媛県レッドリスト 2020 の概要

1 「絶滅種」→「絶滅危惧種」への変更（3種）

○ニホンカモシカ 哺乳類（ウシ科）

絶滅種→絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）

○ハマスズ 昆虫類（ヒバリモドキ科）

絶滅種→絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）

○コナミキ 高等植物（シソ科）

絶滅種→絶滅危惧ⅠA類（CR）



（ニホンカモシカ）

（ハマスズ）

（コナミキ）

2 上記以外のカテゴリー区分の変更（26種）

3 新たにレッドリストに掲載（24種）

4 学名等変更（13種）

○愛媛県レッドリスト 2022 の概要

1 カテゴリー区分の変更（8種）

【昆虫類：1種】コガタノゲンゴロウ（CR+EN→VU）

【淡水魚類：7種】チチブモドキ（NT→VU）、イトミミズハゼ（NT→VU）、イトモロコ（DD→VU）、コウライモロコ（DD→VU）、オカメハゼ（DD→VU）、チワラスボ（DD→VU）、シラウオ（DD→EN）

2 新たにレッドリストに掲載（2種）

【淡水魚類：2種】シロチチブ DD、ヒトミハゼ DD

3 学名等変更（3種）

【淡水魚類：2種】ヌマムツ、コウライモロコ

【クモガタ類・多足類：1種】イソカニムシ

① 掲載種数

各分類群のレッドリストに掲載されている種数については、表2-4-5「調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト2022掲載種例等」のとおり。

② 記載内容

掲載種のそれぞれについて、原則として以下の項目を記載している。

- ・ カテゴリー（ランク）区分
- ・ 分類群、和名、学名、地方名
- ・ 種の特徴
- ・ 分布域
- ・ 生息状況、選定理由
- ・ 特記事項、参考文献、写梓真等

表 2-4-5 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト2022掲載種例等

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録種数	レッドリスト掲載種	
				種数(対目録)	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類・海産哺乳類	種 60	種(%) 19(32)	カリウソ, ツキノワグマ, ニホンモンガ, ヤマネ, クロホオヒゲコウモリ, スナメリ
	鳥類	鳥類	336	68(20)	クマタカ, オオタカ, ヤイロチョウ
	は虫類 両生類	陸産は虫類	18	11(61)	イシガメ, ヒバカリ
		両生類	18	14(78)	カスミサンショウウオ, タルマカエル, ブチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	198	53(27)	スヤツメ, イシトシヨウ
	昆虫類	昆虫類	*8,010	299(*4)	コハネアオイトトンボ, ケンコロウ
		クモガタ類・多足類	1,078	14(1)	キシノウエタテグモ, コホントゲサトウムシ, トリデヤステ, イシイロヒヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	2,381	55(2)	ニッポノフエガイ, ショクタケノコギセル
		海産貝類		32(1)	ムラサキガイ, ハマグリ
	海岸動物	甲殻類	191	17(9)	カブトガニ, シオマネキ, ベンケイガニ
		海岸動物	97	5(5)	ミドリシヤミセンガイ, コゴシマユシ
植物	高等植物	高等植物	3,682	869(24)	ヒモラン, タキシダ, トキワハ イカツジ, キリシマミズキ, エヒメアヤメ, シバナ, キキョウ
		コケ類	618	63(10)	クマノコケ, カビコケ
		藻類	477	53(11)	ハダシヤシクモ, イハラオオシソウ
		地衣類	328	81(25)	イコマメノキコケ, イリタマコケ
	高等菌類	高等菌類	1,247	69(6)	フデタケ, チョレイマイタケ, フクリヨウ(マツホト), アカイタケ, ショウロ, クロカリ, マツタケ, ナメコ, ハタケチャタバイコケ
計		16 分類	18,739	1,722(9)	

※ 昆虫類の目録種数 8,010 種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると、昆虫類全体で記録のある種は、8,010 種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

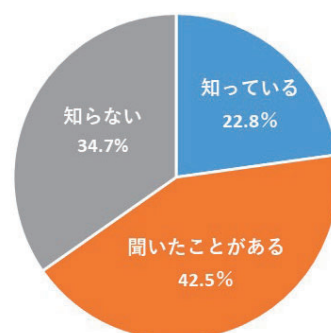
2 生物多様性保全の普及啓発

生物多様性に関する理解を深め、認知度の向上を図り、県民や企業等の生物多様性保全活動等への参画を促す機会とするため、「つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ」、「県民参加型の生物相調査」及び動植物販売事業者の生物多様性保全推進を実施するとともに、民間企業とのパートナーシップ協定を締結している。

(1) 生物多様性の認知度の向上

「生物多様性保全」は、「地球温暖化対策」と並ぶ国際的な環境問題のテーマであるが、

「地球温暖化対策」は実感として理解がしやすく、問題としても県民に受け止められているが、「生物多様性保全」は理解しにくい言葉で、まだまだ浸透していない状



生物多様性に対する県民の認知度
(令和5年度 愛媛県政課題調査)

況にある。平成24年11月に実施した県民世論調査によると、「生物多様性」という言葉を「知っている」が16.7%であったことから、認知度向上のため普及啓発に取り組んできたところであり、平成30年11月同調査では18.8%、令和2年11月同調査では19.8%、令和5年8月県政課題調査では22.8%と上昇しているものの、県民への広がりには十分進んでいないため県広報誌やホームページによる情報発信等、様々な取り組みを実施している。

(2) 「つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ」の開催

生物多様性を研究する高校生の活動に脚光を当て、モチベーションを高揚させるとともに、高校生が実践する活動を広く県下に周知し、オール愛媛で本県の豊かな生物多様性を次代に繋いでいく機運の醸成を図っている。

○つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ

【研究発表（令和5年8月16日（水））】

会 場：エミフルMASAKI

参加校：県内7校（今治西高等学校、今治東中等教育学校、今治北高等学校、
西条高等学校、松山南高等学校、宇和島東高等学校、
愛媛大学附属高等学校）

県外2校（北海道立北海道羽幌高等学校、群馬県立藤岡北高等学校）

内 容：講演（小林海瑠）、参加校の活動発表、表彰

【交流学習会（令和5年8月17日（木））】

実施場所：とべ動物園

参 加 校：県内5校（今治西高等学校、今治東中等教育学校、宇和島東高等学校、
松山南高等学校、愛媛大学附属高等学校）

内 容：講師指導の下でのフィールドワーク、ワークショップ

(3) 動植物販売事業者の生物多様性保全推進

県民、企業、学校等の多様な主体による生物多様性保全活動を推進するために、事業として動植物に関わる企業等に対する普及啓発活動に取り組むとともに、外来種や希少種への問題意識醸成を図った。

(4) 県民参加型の生物相調査事業の実施

① 県立自然公園の生物相基礎調査の実施

○調査日：令和5年4月27日～令和6年3月15日

○調査地域：奥道後玉川県立自然公園

○調査内容：哺乳類、鳥類、爬虫類、爬虫両棲類、高等植物等の調査

② 自然観察会の開催

○開催日：令和5年5月21日他17回

○参加人数：697人

○内容：野鳥観察会他

(5) えひめの生物多様性パートナーシップ協定事業

（協定期間5年間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）

令和2年3月25日(水)に締結した「KNT-C Tえひめの生物多様性保全」パートナーズ協定による協賛金により、エコツーリズムの推進地域としている愛南町において、モニターエコツアーを開催し、エコツーリズムの定着や自然環境の保全と適正な利活用を図った。

【愛南町】開催日：令和5年9月9日(土) 参加者：37人

場 所：須ノ川公園（足摺宇和海国立公園）

内 容：シーカヤック体験と自然環境保全に係る講話

(6) 自然との豊かな触れ合いの推進

① 自然観察会の開催

県生物多様性センターでは、森林と共生する文化の創造を県民一体となって推進するため、次代を担う小中学生を対象に野外教育、環境教育を行う自然観察会を開催し、森林里地里山地域等における生物多様性の理解促進と自然環境保護に対する意識の高揚を図っている。

令和5年度の開催状況は表2-4-6のとおりである。

表2-4-6 令和5年度自然観察会開催状況

	観察会概要	実施日	参加者数	実施事業場所
1	野鳥観察会	令和5年5月21日	31	松山市 高縄山
2	オオキンケイギク現地学習会	令和5年5月27日	24	西条市 高須
3	ニホンカモシカ学習会	令和5年7月1日	15	四国中央市
4	海岸植物学習会	令和5年7月20日	12	愛南町
5	トラップを使った昆虫観察会	令和5年7月22日	83	県総合運動公園
6	バイオームを活用した観察会	令和5年7月16日	40	西条市 加茂川河口
7	バイオームを活用した観察会	令和5年8月6日	32	愛南町
8	ヨシノボリ類観察会	令和5年7月29日	6	今治市玉川町
9	植物・昆虫観察会	令和5年9月28日	120	今治市 織田が浜
10	バイオームを活用した観察会	令和5年11月11日	46	松山市
11	植物・昆虫観察会	令和5年10月2日	51	今治市 唐子浜
12	外来昆虫研修会	令和5年10月5日	12	東温市
13	希少植物観察会	令和5年10月13日	61	今治市大西町
14	セアカゴケグモ・アリ類学習会	令和5年9月15日	15	八幡浜市
15	セアカゴケグモ学習会	令和5年10月26日	10	マリリンパーク新居浜
16	水田の生きものと鳥類学習会	令和5年10月29日	98	西予市宇和町
17	地域のいきもの観察会	令和5年11月14日	22	松山市
18	小型哺乳類学習会	令和5年11月24日	19	松山市 高縄山
	開催回数 18回	参加人数 計	697	



② 生物多様性に関する学習の充実

県生物多様性センターでは、次代を担う子どもたちに、様々な視点で生物多様性について学ぶ機会を提供することにより、生物多様性の認識度向上と自然環境保全意識の高揚・定着を図るとともに、教員等が研修等で活用する生物多様性に関する資料として「えひめの生物多様性ハンドブック」及びハンドブックの概要版である「えひめの生物多様性ガイドブック」を活用し、県政出前講座及び教職員を対象とした研修会等において生物多様性に関する講習を実施している。

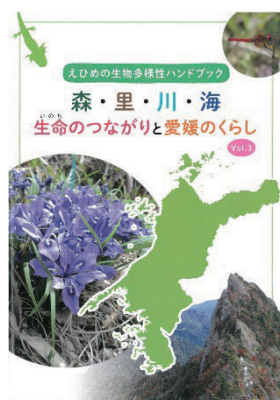
生物多様性ニュースレターの発行

生物多様性の保全に向けた取り組みの紹介や本県に生息・生育している希少野生動植物や注意を要する外来生物の紹介、生物多様性センターが実施している調査・研究等について掲載し、県民の生物多様性保全意識の高揚・定着を図るための情報提供を行っている。

- 発行回数 年2回
- 発行部数 各回2,000部
- 配布先 各市町、小・中学校、高等学校等



【ニュースレター】



【ハンドブック】



【ガイドブック】

③ A I 活用えひめの自然発見事業の実施

野生動植物の判別アプリ「バイオーム」を活用し、小中学校などを対象とした生き物調査イベント（県内3箇所）の開催や、県民が身近にある動植物を自ら認識し

てもらうバーチャル体験イベントの開催により、環境保全意識の向上と生物多様性の保全につなげた。

ア アプリを活用した生き物調査イベントの実施

開催日	開催場所	参加人数	内 容
R 5 . 7 . 16 (日)	西条市 加茂川	40人	・干潟で生き物採取、観察 ・講演（特定非営利活動法人 西条自然学校 理事長 山本貴仁）
R 5 . 8 . 6 (日)	愛南町 僧都川	32 人	・清流の生き物採取、観察 ・講演（愛媛県農林水産研究所 栽培試験研究所 室長 清水孝昭）
R 5 . 11 . 11 (土)	松山市 三島谷池	46 人	・池の生き物採取、観察 ・講演（愛媛県農林水産研究所 栽培試験研究所 室長 清水孝昭）

イ バーチャル体験イベントの開催

- テ ー マ：「愛媛で発見！そのいきもの、在来種？外来種？」
- 内 容：県内で見られる外来種 3 種の投稿を目指す
- 期 間：令和 5 年 7 月 1 日～12 月 31 日
- 参加者数：128 名

第3節 気候変動を踏まえた生物多様性の保全対策

1 生物多様性への気象変動影響分析

地球温暖化などの地球環境の変化は、生物多様性へも影響を与えている。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、相互に影響しあう生物多様性の損失と気候危機の2つの世界的な課題への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書(2022)では、現状以上の温暖化対策を取らなかった場合、今世紀末の世界の平均気温は最大5.7度上昇、海面は1.01m上昇すると予測されており、気候変動を抑制するには、更なる温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要とされている。

また、動植物への影響も大きく、従来の動植物の生息・生育適地が変わり、在来種がいなくなる可能性は大きくなる。例えば、高山植物については環境変化のスピードに適応できず枯死してしまうこともあり、一方、気温上昇に伴って生息・生育適地となった外来種が定着することも憂慮される。

気候変動の影響で、生息域や生息数が減少することが懸念される種についての基礎調査を行い、気候変動影響分析及び、将来減少した種の保全や回復に資するための情報の集積を図ることが重要である。

そのため、令和2年度から、特に気候変動の影響が出やすい高標高地や、津波や海面上昇等の影響により消失する可能性がある地域、また、多様な生物が生息する生物多様性上、重要な地域である県立自然公園において、動植物の生息・生育状況の調査を行っている。

令和2年度は、篠山県立自然公園及び宇和海沿岸（南部）において、哺乳類、鳥類、昆虫類、両生爬虫類、高等植物を中心に生息状況等の調査を実施し、愛南町では県レッドデータブック2014で「絶滅」の「ハマスズ」（昆虫類）の生息を確認した。

令和3年度は、金砂湖県立自然公園及び宇和海沿岸（北部）で調査を実施し、四国中央市では県レッドデータブック2014で「絶滅危惧Ⅱ類」の「ニホンウサギコウモリ」（哺乳類）の生息等を確認した。

令和4年度は、佐田岬半島宇和海県立自然公園及び宇和海沿岸（島嶼部）で調査を実施し、戸島（宇和島市）では県レッドデータブック2014で「準絶滅危惧」の「タワヤモリ」（両生爬虫類）の生息等を確認した。

令和5年度は、奥道後玉川県立自然公園で調査を実施し、高縄山・鈍川溪谷において、県レッドデータブック2014で「絶滅危惧Ⅱ類」の「テングコウモリ」（哺乳類）や、檜原山で「ボッチャンオサムシ」（昆虫類）の生息等を確認した。

第4節 外来生物対策

1 外来生物対策の推進

(1) 外来生物について

全国的に、近年、人の生命・身体・農林業・生態系への影響が大きい「ヒアリ」をはじめ、「クビアカツヤカミキリ」や「ツマアカスズメバチ」等が確認されており、国では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」に基づき、159種類（令和5年9月現在）を特定外来生物に指定して、原則として飼育・栽培、輸入・販売等を禁止している。なお、外来種のアメリカザリガニやアカミミガメについて、ペットとしての飼育や譲渡は認めつつ、輸入や販売、放流を禁止する条件付「特定外来生物」として政令で両種を指定した（R4.5.11可決・成立、R5.6.1施行）。

本県でも「野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、72種（令和5年6月現在）を「侵略的外来生物」に指定して、外来生物は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の被害防止三原則のもと取り組んでいる。

(2) 県内の外来生物の確認状況

本県においても、外来種である「オオクチバス」や「オオキンケイギク」の生息・生育地が拡大しているほか、「セアカゴケグモ」、「アライグマ」、「カミツキガメ」等に加え、令和6年6月「ヌートリア」が県内で初捕獲された。

特に、「特定外来生物」が発見された際には、県生物多様性センターにおいて、生息・生育状況や生態系への影響を調査するとともに、捕獲や防除に取り組んでいる。



（松山市で捕獲されたヌートリア）

＜主な捕獲状況＞

（令和6年6月20日現在）

種別	捕獲頭数(累計)	捕獲時期	備考
アライグマ	10頭	H21年度～	四国中央市・松山市・西条市・新居浜市
ヌートリア	1頭	R6年度～	松山市
アカカミアリ	約6,400匹	H29年度～	四国中央市・新居浜市・松山市
アルゼンチンアリ	84匹	R5年度～	新居浜市
カミツキガメ	51匹	H29年度～	今治市(伯方島)・新居浜市
セアカゴケグモ	約1,559匹	H26年度～	新居浜市・松山市ほか
ガー科	2匹	R2年度～	大洲市・松前町

(3) 外来生物対策

本県では、外来生物対策として、これまで「外来生物対策マニュアル」の作成のほか、啓発パンフレット等の作成や「アライグマ防除対策研修会」の開催、県ホームページにおいて「愛媛の自然を守り隊」（生きもの情報サイト・投稿専用サイト）の開設（H28.3）などに取り組んでいる。令和元年度には、「セアカゴケグモ防除現地研修

会」を2回開催し、市町職員を含め関係者約130人が研修に参加するなど、県民への普及啓発や情報の収集・提供、被害の拡散防止に努めている。

令和2年度からは、特定外来生物にかかる県庁内連絡会議(県有施設管理者等)を新たに設置したほか、県市町連絡会議(各市町外来生物担当者)と合わせて、防除や基本情報の共有を図っており、令和5年度は、侵略的外来生物の見直し(74種→72種)の説明、特定外来生物の防除対策の研修等を開催した。

第5節 野生鳥獣の適正管理

1 野生鳥獣の適正管理の推進

(1) 野生鳥獣の保護管理対策

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類60種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息や摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市では、平成18年から平成26年まで9季連続でコウノトリの滞在を確認しているほか、平成29年以降は、四国中央市、西条市でも確認されており、令和5年度には松山市などで計10羽が確認された。また、ナベヅルも継続した飛来が確認されている。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。イノシシやニホンジカは、日本に古くから生息する野生動物で、生態系を構成する一要素として、また、貴重な狩猟資源として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、生息数の増加や生息域拡大により農林業への被害や自然植生への影響が深刻化していることから、被害軽減を図り、人と特定鳥獣との共存に資することを目的に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、科学的・計画的な管理に取り組んでいる。

① イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めているが、依然として被害レベルは高水準であることから、令和4年2月に第5次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・期 間：第1次計画 平成16年4月1日～平成19年3月31日
- 第2次計画 平成19年4月1日～平成24年3月31日
- 第3次計画 平成24年4月1日～平成29年3月31日

第4次計画 平成29年4月1日～令和4年3月31日

第5次計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日

- ・ 区 域：県内全域
- ・ 目 標：農産物の被害額を平成5年度のレベルに抑える
- ・ 個体群管理：第4次計画の捕獲目標頭数 30,000 頭の 1.1 倍である年間 33,000 頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 15 日まで 1 ヶ月半延長（法定の狩猟期間に対し 2 週間前倒し及び 1 ヶ月延長）、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 cm を超えるわなの捕獲）、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の主な内容

奥道後玉川県立自然公園周辺において、イノシシの個体数調整を実施した。

② ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成 20 年 10 月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成 24 年 3 月に、県内全域を対象とした第 2 次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

第 4 次計画においては、令和 8 年度までに個体数を平成 26 年度の半数に近づけるため、引き続き捕獲圧を強化し、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第 1 次計画 平成 20 年 11 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
第 2 次計画 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
第 3 次計画 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
第 4 次計画 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・ 区 域：第 1 次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
(ただし、島しょ部は除く。)
第 2 次計画～ 県内全域
- ・ 目 標：令和 8 年度までに個体数を平成 26 年度の半数に近づける。
- ・ 個体群管理：年間 11,000 頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 15 日まで 1 ヶ月半延長（法定の狩猟期間に対し 2 週間前倒し及び 1 ヶ月延長）、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわな

の捕獲)、捕獲数の制限の解除(1日当たりの捕獲数は、制限なし)、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

・指定管理鳥獣捕獲等事業の主な内容

石鎚山系地域、同山系への侵入が推定される東予東部地域及び東予西部・中予北東部地域、県下でも最も生息密度が高い南予南部地域において、ニホンジカ個体群の個体数調整を実施した。

③ ニホンザル適正管理計画

ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と、農林作物等被害の軽減を図るため、平成29～30年度の生息調査を基に、令和元年度にパブリックコメントの実施、「愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会」及び「愛媛県環境審議会」での審議を経て、「第二種特定鳥獣管理計画(第1次愛媛県ニホンザル適正管理計画)」を令和2年3月に策定し、県内にはニホンザルが79群れ、約2,600頭生息していることが推定されている。なお、当計画が令和3年度で満了することから、令和4年2月に第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画を策定した。

今後は、同計画に基づき、県や市町、地域住民、農林業関係機関等が連携し、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害軽減を図るため、効果的な捕獲と被害防除対策を推進する。また、県内の加害性の高い群れを対象に、定期的に行動圏の調査を行い、推定個体数や加害レベルに変化があれば同計画を更新していくこととしている。

○ニホンザル適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 令和2年4月1日～令和4年3月31日
第2次計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ・ 区 域：県内全域
- ・ 目 標：令和11年度までに加害レベル4以上の加害群をなくし、県内の加害レベル合計値を令和元年度の数値から半減させる。
- ・ 個体群管理：対策を強化すべき群れについて、個別に捕獲目標数を設定する。
- ・ 方 法：集落環境の整備、電気柵の設置、追い払いの推進、実施体制の整備等に加え、生息分布、群れ数、加害レベル、捕獲数・捕獲場所、被害状況、生息環境等についてのモニタリングを実施し、その効果を検証・評価し、保護管理に反映させる。

【加害レベルごとの群れの特性（環境省ガイドライン）】

レベル 0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
 レベル 1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
 レベル 2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
 レベル 3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
 レベル 4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
 レベル 5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

【加害レベル合計値の半減イメージ】

令和元年度（計画策定時）			被害防除対策と捕獲、環境整備によるレベル軽減	令和11年度（10年後）		
加害レベル (A)	推定 群れ数 (B)	加害レベル 計 (A)×(B)		加害レベル (A)	推定 群れ数 (B)	加害レベル 計 (A)×(B)
0	8	0	→	0	8	0
0～1	2	2		0～1	2	2
1～2	10	20		1～2	44	88
2～3	27	81		2～3	9	27
3～4	31	124		3～4	0	0
4～5	1	5		4～5	0	0
合計	79	232		合計	63	117

※加害レベル計：加害レベルの値(0～1の場合、1とする)に群れ数を掛けた値

④ 鳥獣保護区の指定等

令和6年3月末現在、鳥獣保護区57箇所（うち国指定1）、特別保護地区11箇所（同1）を指定している（表2-4-7）。

表2-4-7 鳥獣保護区指定状況（令和6年3月31日現在）

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区		特別保護指定区域	
	箇 所 数	面 積(ha)	箇 所 数	面 積(ha)	箇所数	面積(ha)
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)		
森林鳥獣生息地	31	14,169	9	1,245	1	135
集団渡来地	6	40,145	1	74		
身近な鳥獣生息地	19	750.8				
計	57 (1)	64,566.8 (9,502)	11 (1)	2,121 (802)	1	135

注（ ）内は、国指定で内数

⑤ 鳥獣保護管理員の配置

令和5年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護管理員を会

計年度任用職員として県内に52名配置し、鳥獣保護管理事業の円滑な運営を図っている。

⑥ 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

○愛鳥ポスターコンクール

愛鳥週間（5月10日～16日）を機会に、広く県下の児童及び生徒から愛鳥週間用ポスター原画を募集し、その製作過程を通じて野生鳥類について保護思想を高めるとともに、一般県民への普及、啓発を図るため、愛鳥ポスターコンクールを実施しており、令和5年度の応募及び表彰状況は、次のとおりである。

・応募者数 310名（43校）

（内訳）小 学 校： 60人（7校）

中 学 校： 189人（31校）

高等学校： 61人（5校）

・入選者数

金賞【知事賞】：9名【小学校3、中学校5、高等学校1】

銀賞（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校3、中学校5、高等学校2）

銅賞（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校1、中学校6、高等学校3）

佳作（愛媛県自然保護協会会長賞）10名（小学校1、中学校7、高等学校2）

⑦ 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っており、令和4年度における捕獲の状況は、表2-4-8のとおりである。

表2-4-8 有害鳥獣捕獲状況（学術目的を除く）

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カ ラ ス 類	4,001(羽)	ノ ウ サ ギ	371(羽)
ヒ ヨ ド リ	6,400(羽)	イ ノ シ シ	29,836(頭)
ス ズ メ 類	125(羽)	ニ ホ ン ジ カ	8,466(頭)
ド バ ト	126(羽)	ニ ホ ン ザ ル	901(頭)
キ ジ バ ト	33(羽)	タ ヌ キ	4,844(頭)
そ の 他	399(羽)	そ の 他	5,055(頭)
計	11,084	計	49,473

⑧ ガンカモ類鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。令和5年度のガンカモ類等の生息調査結果は、表2-4-9のとおりである。

表 2-4-9 生息調査結果

調 査 箇 所	調 査 面 積 (ha)	個 体 数 (羽)	
146	9,836.6	ガン・ハクチョウ類	1
		カモ類	33,461
		計	33,462

(2) 適正な狩猟の推進

令和 6 年 3 月現在、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類26種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、特定猟具使用禁止区域の指定、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

① 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

令和 5 年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表 2-4-10 及び表 2-4-11 のとおりである。

表 2-4-10 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第49条第1号該当者			そ の 他 の 者			合格者
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	計
網猟	2	1	1	2	2	2	3
わな猟	26	25	23	268	262	241	264
第一種銃猟	21	21	16	81	80	72	88
第二種銃猟	3	3	3	5	5	5	8
計	52	50	43	356	349	320	363

注 1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表 2-4-11 狩猟者登録者数内訳 (単位：人) (令和 6 年 3 月末現在)

登録の種類	県内者	県外者	計
網猟	3	0	3
わな猟	2,533	18	2,551
第一種銃猟	1,494	67	1,561
第二種銃猟	88	0	88
計	4,118	85	4,203

② 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき令和 5 年

度に、7箇所、7箇所の再指定を行った。この結果、令和5年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で74箇所、総面積は10,472.58haとなった。

③ 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

④ 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

第6節 魅力ある里地・里山・里海づくり

1 里地・里山・里海の環境整備

(1) 里地・里山の環境整備

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

【主な取組内容】

- ・ 農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ 国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。

(2) 里海の環境整備

里海とは、人と自然の領域の中間点にあり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域である。健全な里海は、陸域と沿岸海域を一体的に総合管理し、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。しかしながら、人々の生活や産業活動から排出される汚濁物質等による水質悪化、水質浄化や稚仔魚の保育場として重要な藻場・干潟の機能低下などに対して、人手による適切な管理がなされないと、里海が有する高い生物生産性と生物多様性を維持するのは困難である。

一方、水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化等による保健休養・交流・教育の場の提供など多面的機能を有していたが、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、これらの機能の発揮に支障が生じており、里海の維持管理が困難になりつつある。

そこで、県や市町では、人々が将来にわたり恵みを享受できる豊かな「里海」の再生を図ることを目的に、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生、海岸清掃など里海の維持管理に係る漁業者を中心とする活動組織の取組みを支援している。



【藻場の分布調査】



【藻場の再生を目的とした苗床作り】

2 地域活動の支援

【施策の方向】

農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

【主な取組内容】

- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 生き物教室や集落点検、防災訓練などのワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。



【集落点検（現地調査）】



【集落点検（グループワーク）】

3 新たな魅力創造の支援

平成22年4月施行の「えひめお接待の心観光振興条例」に基づき、令和5年3月に、第3期愛媛県観光振興基本計画を策定し、本県観光の目指すべき将来像として、

- ・ 観光産業にとどまらず、農林水産業、製造業など幅広い分野との相乗効果を生じさせ、

地域経済の発展に貢献する。

- ・ 県民の地域への誇りと愛着が訪れる人々を満足させ、その評価を通じて県民が自らの地域の良さを再認識することができる活力に満ちた地域社会の実現を促進する。

を掲げ、次の政策の３本柱のもと各種施策を展開している。（計画期間：令和５年度～令和９年度）

- ・ 来訪の動機となる愛媛のブランド化と受入体制の整備
- ・ 科学的なデータ分析に基づく、コト消費を重視した地域資源の磨上げと域内流動・消費行動の促進
- ・ ＳＤＧｓの達成に貢献する持続可能な観光地づくりの推進

新たな魅力創造の支援に、今後とも市町や民間と連携しながら、観光客数の持続的な増加につながる有効な施策を展開し、ＳＤＧｓも意識のうえ、本県観光の振興に積極的に取り組む。

４ 集落環境の整備と定住の促進

【施策の方向】

生業（農業生産）、生活（生活環境）、人（地域コミュニティー）を総合的に整備し、定住・移住に繋がる地域づくりに支援する。

【主な取組内容】

中山間地域の特性や地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備を総合的に実施することにより、農業・農村の活性化及び地域の定住促進を図る。